

平成23年3月2日

霧島山（新燃岳）の噴火にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生
に対する緊急採用・応急採用の募集について

このたびの霧島山（新燃岳）の噴火による災害に遭われた世帯の学生について、日本学生支援機構奨学金の緊急採用及び応急採用の申込みを下記のとおり受付します。希望する学生は学生課窓口で申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

記

1. 災害救助法の適用地域

【宮崎県】 西諸県郡高原町、
都城市

2. 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等に災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で、同等の災害に遭った者についても申込資格を認めます。

3. 貸与始期

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

西諸県郡高原町：平成23年1月以降で希望する月。

都城市：平成23年2月以降で希望する月。

(2) 応急採用（第二種奨学金）：平成22年4月以降で希望する月。

4. 貸与終期

(1) 緊急採用：平成23年3月まで。ただし、希望により1年延長可。

(2) 応急採用：修業年限の終了月まで。

その他質問等ありましたら学生課窓口まで